

新任行政相談委員の委嘱

各地域で相談所を開設

行政相談委員は、国や独立行政法人、特殊法人などの仕事に関する苦情や要望を受け付け、関係機関への通知や助言などを行っています。

4月1日付けで、新規委員の曾川洋子さん(川上地域担当)および現委員の4人が、総務大臣から委嘱されました。

各地域で定期的に相談所を開設します。お気軽にご利用ください。(無料・秘密厳守)

※日時については19ページをご覧ください。

問 市民課 ☎(21)0254

市営住宅

平成29年度の定期募集

平成29年度の市営住宅などの定期募集は次のとおりです。

- ・第1回…5月
・第2回…9月
・第3回…平成30年1月

この他にも先着順で受け付けている空き住宅があります。入居希望者はお問い合わせください。

問 まちづくり課 ☎(21)0237

水道経営審議会

答申書が提出されました

高梁市水道経営審議会は、市長の諮問を受け水道事業の運営に関する事項について、調査および審議する機関です。

平成31年4月に予定されている上水道と簡易水道の統合を見据え、水道料金を含めた今後の水道事業の安定経営について、平成28年5月2日に市長が諮問し、6回の審議会を経て、平成29年2月28日に答申書が提出されました。

市は、この答申書を受け、安全で安心な水道水を供給していくために水道事業の安定経営が維持できるよう、適正な料金水準について検討していきます。

なお、答申書、水道経営審議会の議事録を、市ホームページに掲載しています。

問 上下水道課 ☎(21)0242



市民提案型まちづくり支援事業

提案を募集します

市民主体のまちづくりを推進するため、市民活動団体や地域団体が、自主的・主体的に企画実施する公共の利益につながる事業に補助金を交付します。

募集事業…募集テーマ(指定・自由の2通り)に沿ったもので、地域の課題解決や魅力あるまちづくりのため、市民活動団体などが自主的・主体的に実施する事業。

事業実施期間…交付決定の日より平成30年3月まで

補助率・補助金額

▽指定テーマ…対象経費の10分の10以内で、100万円が上限

▽自由テーマ…対象経費の10分の9以内で、30万円が上限

※一度採択された事業は、補助率が変わります。
対象団体…市内に事務所または活動拠点があり、規約を持ち、構成員が5人以上の営利を主目的としない団体で、事業が完遂できる見込みのある団体。

募集期間…5月8日(月)まで

▽指定テーマ

- ①「特産品」…地域の資源である農産物等を活用し、消費者との交流や6次産業化の商品開発等によるブランド力の向上や販売促進を図る取り組み
②「移住」…移住者を呼び込むための取り組みや受け入れるための体制づくり
③「子ども」…子どもが健やかに育つ環境づくりや子育て支援を行う取り組み
④「地域の安心」…若者や高齢者が安心して地域で住み続けられるための取り組みや体制づくり
⑤「人づくり」…これからの高梁市を担う人材を育てるための取り組み
⑥「環境」…循環型社会構築のためのごみ減量化や資源化を推進する取り組み

※募集要領・必要書類は、住もうよ高梁推進課のホームページに掲載しています。

問 住もうよ高梁推進課 ☎(21)0282

平成28年度採択事業 成果報告会

平成28年度に実施された事業の報告会を行います。ぜひご参加ください。

日時…4月21日(金)午後2時～
会場…高梁市役所3階大会議室

問 住もうよ高梁推進課 ☎(21)0282

道路整備事業に関する各種助成事業について

道路維持管理作業報奨金

地域の道路(市道・市道に準じる農道、林道としてあらかじめ市長が指定したもの)の維持管理作業に対して、報奨金を交付する制度が改正され、対象作業を2町内会以上が共同で行った場合は、作業延長100分当たり2000円を交付する要件が追加されました。

この制度は、4月から「高梁市町内会等支援総合メニュー」の中の制度となりました。制度を利用する町内会は、「町内会等支援総合メニュー希望調査書」の該当箇所にてチェックをして、市民課へ提出してください。(10、11ページ参照)

Table with 2 columns: 項目, 新制度. Rows include 対象作業, 支給額, 必要書類.

小規模建設工事助成

生活基盤の整備を図るため、地区が市道・河川・赤線(里道)・青線(水路)に施工する小規模な建設工事に対し、助成金や材料の支給します。

助成対象…受益者が複数あり、地区の合意に基づくもので、用地、

隣地と利害関係人の同意があること

助成内容…小型重機・運搬用車両

など機械借上料に対する助成金の交付および施工に必要な砕石など材料の支給。(限度額50万円)

なお、交付に当たっては事前に申請が必要です。交付を希望する場合はお問い合わせください。

生活道整備への助成

生活道の整備を促進し、市民の生活環境の向上を図るため、私道の整備に対して補助金を支給します。

補助の条件

- ・道路の一端が公道に接している
・道路の幅員が2.0m以上である

・道路が築造後5年以上経過している

・工事完成後5年以内に掘削する計画がない

・道路の土地所有者と受益関係者が市税を完納している

※この他にも、交付要綱に規定する要件を全て満たす必要があります。

補助対象となる事業

- ①舗装・側溝・土留擁壁整備
②災害復旧工事
補助対象経費…申請額が、国が定める土木工事標準積算基準書に基づき算出した額のいずれか少ない額

補助率・限度額
①の事業…10分の5以内(1工種につき限度額50万円)
②の事業…10分の9以内(限度額300万円)
申請方法…申請書に添付書類を添えて、必ず着工する前にお問い合わせのうえ、申請してください。

各種助成事業に関する申請書は建設課、西部土木事務所、各地域局に備えているほか、市ホームページからもダウンロードできます。なお、制度の詳細については市ホームページをご覧ください。

問(申請先) 建設課 ☎(21)0232 / 農林課 ☎(21)0222 / 西部土木事務所 ☎(45)4510

